関心表明書兼守秘義務等誓約書

令和３年６月　日

来島海峡大橋インフラツーリズム推進会議

（事務局：今治市、本州四国連絡高速道路株式会社）

住　　　　所　○県○市○○○○

商号又は名称　株式会社○○○○　　　　　印

代表者の氏名　○○○○

　　　　　　　　（権限規程に基づく決裁者でよい）

当社は、今般、来島海峡大橋インフラツーリズム推進会議（以下、「推進会議」という。）から、令和3年6月9日付けで案内がありました「来島海峡大橋塔頂体験ツアーモデル事業」に関心を有することを表明します。また、本関心表明書兼守秘義務等誓約書を提出した者にのみ開示される資料の開示を受けることを希望しますが、守秘義務対象資料の開示を受けるにあたっては、下記事項を遵守し、秘密を保持することを誓約します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ご担当者連絡先 | 所属 |  |
|  | 氏名 |  |
|  | 所在地 |  |
|  | 電話 |  |
|  | FAX |  |
|  | Eメール |  |

記

第１条（利用の目的）

１　当社は、本目的のためにのみ守秘義務対象資料の貸与を受けるものであり、本目的以外の目的のために当該資料を利用しません。

２　当社は、本件の参画検討を主たる目的として当社が業務を委託する弁護士、公認会計士、税理士等の専門家その他の者（以下、「専門家等」という）が、本書記載の遵守事項と同等以上の守秘義務の履行について、当社に対して書面をもって誓約した場合に限り、本目的を達するため必要な範囲及び方法で、専門家等に対し、守秘義務対象資料の全部又は一部を開示することができるものとします。

３　当社は、自らの責任において、前項の定めにより守秘義務対象資料の全部又は一部を開示した者をして本書に定める義務を遵守させるものとし、これらの者がかかる義務に違反した場合には、当社が本書に違反したとみなされて責任を負うことを約束します。

第２条（秘密の保持）

当社は、推進会議から貸与を受けた守秘義務対象資料を秘密として保持するものとし、前条に定める場合のほか、第三者に対し開示しません。但し、法律、命令、条例等（以下「法令等」という。）により開示の義務が課される場合はこの限りではありません。

第３条（善管注意義務）

当社は、推進会議から貸与を受けた守秘義務対象資料に含まれる情報が、推進会議構成員（※）又は当該情報の提供者の業務上重要な情報であり、これが第三者に開示された場合には、推進会議構成員又は情報提供者の業務又は事業に重大な影響を与えるものであることを了解し、守秘義務対象資料を、善良な管理者としての注意をもって取り扱うことを約束します。

（※）推進会議構成員：今治市、愛媛県今治支局、(公社)今治地方観光協会、本州四国連絡高速道路(株)しまなみ今治管理センター、(一社)しまなみジャパン、国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所

第４条（個人情報の取扱い）

推進会議から貸与を受けた守秘義務対象資料に個人情報に該当するものが含まれる場合については、法令等により推進会議及び当社に認められる範囲内でのみ利用し、保持し、かつ、法令等により推進会議及び当社に要求される限度の適切な管理を行うことを約束します。

第５条（期間）

本書に基づき当社が負う義務は、守秘義務対象資料の破棄後も存続するものとします。

第６条（損害賠償義務）

当社の本書に違反する行為により秘密が漏洩した場合、当社は、それにより推進会議又は第三者（推進会議に対して守秘義務対象資料を提供した者を含むがこれに限りません。）に生じた損害を直接賠償することを約束します。

第７条（書類の破棄）

１　受領した守秘義務対象資料は、令和３年８月31日までに、すべて破棄することを約束します。

２　受領した守秘義務対象資料について、複写、秘密情報の書面化及びその複写、磁気ディスク及び録音テープその他の媒体への情報の入力並びに当該媒体の複製を行った場合は、別途推進会議との間で定める破棄期日までに（又は本書の違反等により推進会議が破棄を求める場合は当該請求後速やかに）、当該複写物等について破棄又は消去することを約束します。但し、法令等若しくは当社の社内規定により社内決裁資料等に守秘義務対象資料の情報が含まれ不可分一体となっている場合、及び、法令等又は司法機関若しくは行政機関の判決、決定、命令等により守秘義務対象資料の情報を保持することが義務付けられている場合は、当社は当該資料・情報等を破棄することなく、当社において適切に保存することを約束します。